

2019年9月13日

お客様各位

フライングフィッシュ株式会社

消費税改定に伴うご請求に関するお知らせ

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度消費税法の改定により、令和元年10月1日より消費税率が8%から10%に変更されます。これに伴い、実施日以降に弊社が提供するサービス等に関わる消費税の取扱いにつきまして、下記の通り対応させて頂く事になりましたのでご案内申し上げます。

今後により一層のサービス向上に努めて参りますので、何卒ご理解と協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

現行税率 : 消費税 8%

改定後税率 : 消費税 10%

適用開始日 : 2019年10月1日

対 象 : 消費税をお預かりする全てのお取引

<税率適用基準日>

輸 出 : 本船又は航空便の出港日/出発日

輸 入 :

(日本での輸入通関・配送を伴わない場合) ー 本船又は航空便の入港日/到着日

(日本での輸入通関・配送を伴う場合) ー 配送完了日

※その他の形態のお取引につきましては、原則として作業完了日が適用基準日となりますが、ご不明な場合は弊社担当者にお問い合わせ下さい。

以上